## 介護保健施設(入所)利用料金表

ご利用にあたって、介護保険の認定を受ける必要があります。

また、食費の減免を受けるためには、介護保険負担限度額適用認定証の申請が必要です。

ご負担いただく料金は介護保険で給付されるサービス費および加算額の1割(もしくは2割か3割)と、保険給付対象外の費用の合算された金額になります。

## I 介護保険給付に伴う利用料(別紙2)

- ・1ヶ月(30日)あたりの基本料金(\*食費、居住費、教養娯楽費、日用品費、おむつ代を含む)
- ・症状により個室であっても、多床室(377円)料金でご利用いただいています。
- ・ご利用者個々の状態による加算は含まれておりません。加算料金の欄をご参照ください。

## 【加算料金】

介護保険給付加算	単位数	内容
夜勤職員配置加算	24単位/日	夜間の職員基準を満たした場合
短期集中リハ加算(Ⅱ)	200単位/日	医師の指示を受けた理学療法士または作業療法士が入所日から起算し3月以内 に限り、集中的にリハビリを行った場合
認知症ケア加算	76単位/日	認知症専門棟に入所した場合
在宅復帰·在宅療養支援機能 加算(I)	51単位/日	施設基準を満たした場合
外泊時費用	362単位/日	外泊時、所定単位数に代えて算定。1月に6日が限度
外泊時在宅サービス利用費用	800単位/日	外泊中に当施設の提供する在宅サービスを利用した場合 1月に6日を限度とし、所定単位数に代えて算定
	72単位/日	死亡日以前31日以上45日以下にさかのぼって算定
	160単位/日	死亡日以前4日以上30日以下にさかのぼって算定
ターミナルケア加算	910単位/日	死亡日以前2日又は3日にさかのぼって算定
	1900単位	死亡日に算定
初期加算(I)	60単位/日	(I)急性期医療を担う医療機関の一般病棟へ入院後、30日以内に入所した場合
初期加算(Ⅱ)	30単位/日	(Ⅱ)入所した日から起算して30日を限度
再入所時栄養連携加算	200単位/回	医療機関へ入院したのち、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入等、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合において、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行ったとき1回を限度
退所時栄養情報連携加算	70単位/月	特別食を必要とする又は低栄養状態にある入所者が退所する際に、退所後の主 治の属する病院等に対して管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合
入所前後訪問指導加算(I)	450単位/回	入所期間が1月を超えると見込まれる方の入所予定日前30日~入所後7日以内に当施設職員が退所後に生活する居宅(もしくは他の社会福祉施設等)を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に入所中1回を限度
試行的退所時指導加算	400単位/回	退所が見込まれる入所期間が1月を超える方でその居宅において試行的に退所する場合において、試行的な退所時に本人及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に1月に1回を限度
退所時情報提供加算(I) 退所時情報提供加算(II)	500単位/回 250単位/回	入所期間が1月を超えて退所し、本人の退所後の主治医に対して、同意を得て、 診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に1回限り算定 (I)居宅(又は社会福祉施設)へ退所した場合 (II)医療機関へ退所した場合
入退所前連携加算 I 入退所前連携加算 II	600単位/回 400単位/回	ア)入所予定日の前後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービス等の利用方針を定めることイ)入所期間が1月を超えて退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を共有し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと※アとイの要件を満たしたときには I を、人の要件を満たしたときには II を、入所者1人につき1回を限度

栄養マネジメ	ント強化加算	11単位/日	管理栄養士が継続的に入所者ごとの栄養管理を強化して実施している場合
□腔衛生管理加算Ⅱ		110単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により口腔ケアを月2回以上行ったとき
療養食加算		6単位/1食	療養食の提供時に1日3回を限度
協力医療機関連携加算(1)		100単位/月	協力医療機関との間で、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催する場合
かかりつけ医連携薬剤 調整加算	(1)イ	140単位/回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、入所前の主治医と連携して薬剤 を評価・調整した場合
	(I)¤	70単位/回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、施設において薬剤を評価・調整 した場合
	(II)	240単位/回	入所者の服薬情報を厚労省へ提出し、薬物療法の実施のため活用する場合
	(Ⅲ)	100単位/回	退所時に、入所時と比べて1種類以上減薬している場合
緊急時治	涂管理	518単位/日	救命救急医療が必要になった場合において、緊急的な治療管理として投薬、検 査、注射、処置等行った場合(1月に1回、連続する3日を限度)
特定治療		別途基準	高齢者医療確保法に規定された医療を行った場合
所定疾患施設療養費Ⅱ		480単位/日	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対し、投薬、検 査、注射、処置等行った場合(1月に1回、連続する10日を限度)
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4単位/日	認知症ケアに関する専門研修を受け、施設基準を満たした場合に算定
認知症チームケア推進加算(I)		150単位/月	認知症の行動・心理症状の発現に対応するためのチームを組み、チームケアを実施
自立支援促進加算		300単位/月	定期的に入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、介護支援専門員やその他の介護職員が日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等を行う取組を評価する加算を月に1回
科学的介護推	進体制加算 I	40単位/月	施設基準を満たした場合
安全対策体制加算		20単位/ 入所中に1回	施設基準を満たし、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
サービス提供体制加算Ⅱ 1		18単位/日	施設基準を満たした場合
介護職員処遇改善加算Ⅱ 介護職員の処遇に関する		介護職員の処況	Bに関する加算。1月につき、所定単位数×71/1000を加算(R6年6月以降)

## Ⅱ 介護保険給付対象外の利用料

項目	料金	内容
* 食費	第4段階 1,500円/日	課税世帯の方など
朝食 400円/1食	第3段階② 1,360円/日	
昼食 550円/1食	第3段階① 650円/日	※申請が必要です(対象は非課税世帯のみ) 「介護保険負担限度額適用認定証」の交付を受けたら
夕食 550円/1食	第2段階 390円/日	1月護床陳負担限及領週用認足証」の交付を受けたら 当施設にご提示ください
※おやつ代込み	第1段階 300円/日	
* 居住費	377円/日	多床室
* 教養娯楽費	150円/日	レクレーションや行事における費用
* 日用品費	100円/日	シャンプー、リンス、歯磨き粉、せっけんなどの日用消耗品
* おむつ代	0円	介護保険サービスに含む
洗濯代	770円/1ネット	洗濯を業者に依頼される場合
貴重品管理費	50円/日	現金、通帳、その他貴重品などの管理費
情報提供書	2,200円/1通	主治医作成の書類費用
診断書各種	各種 設定金額	土伯区IFMの音楽具用